

しましま薬局書面掲示事項について

▼保険薬局としての指定

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて調剤を行う「保険薬局」です。
「保険薬局」とは、薬剤師が健康保険を使って調剤を行うほか、一般薬の販売も行っている薬局です(一般薬には健康保険は適用されません)。

調剤報酬点数表について

点数表の内容については以下をご確認ください。

[調剤報酬点数表（2026 年 6 月）](#)

時間帯や休日加算等についてのご案内

開局時間はホームページ該当箇所参照

▼夜間休日加算の対象時間

平日 19 時～閉店まで 土曜日 13 時～閉店まで

▼営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 閉店～22 時 6 時～8 時半

深夜加算 22 時～6 時

休日加算 日曜・祝日・年末年始

また当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。緊急を要する場合は各店舗固定電話（0598-61-1012）へお電話をお願いします。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承ください。

- ・時間外加算：基礎額の 100%
- ・休日加算：基礎額の 140%
- ・深夜加算：基礎額の 200%

当薬局で取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

- ・ 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・ 生活保護法に基づく指定
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
- 労働者災害補償保険法に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定
- 難病の患者様に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者様に対する医療に関する法律に基づく指定

服薬管理指導料について

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照し、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

服薬管理指導料の注1に規定する施設基準について

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得てお薬手帳へ所定の記載をさせていただきます、専任の薬剤師が継続してお薬の管理を担当いたします。

- 保険薬剤師の経験3年以上
- 週31時間以上の勤務
- 当薬局1年以上在籍
- 研修認定薬剤師の取得
- 医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

調剤基本料・薬剤服用歴管理指導料算定について

当薬局では調剤基本料1（47点）を算定しております。

よって、お薬手帳を持参された方（原則過去3ヶ月以内に処方せんを持参した患者様に限る）には、服薬管理指導料が45点となります。

過去3ヶ月以内に処方せんを持参のなかった患者様及び、初めて来局される患者様、手帳を持参していない患者様は 服薬管理指導料が59点となりますので、ご了承ください。

「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

長期収載品の保険給付について（選定療養費）

当薬局では医療上の必要があると認められない後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品のみ）を 患者様が希望される場合には特別な料金（選定療養費）をお支払いいただきます。具体的には先発医薬品と後発医薬品との差額の 1 /2 相当と消費税を支払いいただきます。

※先発医薬品の調剤を医療上必要があると認められる場合又は、供給不足により後発品の在庫がない場合には特別な料金は発生いたしません

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する揭示義務等

<薬剤の容器代>

処方内容通りに調剤で使用する場合を除き（患者様の希望による小分けなど）以下の容器代を頂いております。

容器代 50 円または 80 円または 100 円

（大きさ、形状により異なります）

<調剤した医薬品の配送費>

患者さまの都合・希望に基づく医薬品の配送費は実費を請求させていただきます。

<レジ袋>

1 枚 5 円

<各種証明書料>

患者さまのご希望で、証明書の発行を承る際に証明書料をいただく場合があります。

<患者さま希望による服薬カレンダー>

患者様のご希望で、飲み忘れ、飲み間違いを防ぐための「お薬カレンダー」「服薬 BOX」

を使用する場合の料金は実費を請求させていただきます。

在宅患者訪問薬剤管理指導料

当薬局では、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定しています。

在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療保険対象者）

- | | |
|--------------------------|-------|
| 1. 単一建物診療患者様が 1 人の場合 | 650 点 |
| 2. 単一建物診療患者様が 2 ～ 9 人の場合 | 320 点 |
| 3. 1 及び 2 以外の場合 | 290 点 |

居宅療養管理指導料（介護保険対象者）

- ・ 同一建物居住者以外の方 518 単位／回
- ・ 同一建物居住者の方 379 単位／回（2～9 人）

342 単位／回（10 人以上）

地域支援体制加算について

当薬局では以下の基準を満たし、地域支援体制加算 1（27 点）を算定しております。

- ・ 1200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率 85% の場合、後発医薬品の調剤割合が 50% 以上
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者様に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年 24 回以上）
- ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍）
- ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）

- 患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- 要指導医薬品・一般用医薬品（48 薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- 健康相談の取り組み
- 敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

特定薬剤管理指導料加算について

当薬局では、以下の基準に適合し、該当の治療を行う際に算定いたします。

- 保険薬剤師の経験 5 年以上の薬剤師が勤務
- 患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- 麻薬小売業者免許の取得
- 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への実施（月 1 回）

また、抗がん剤注射による治療を行う患者様に対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。

電子的調剤情報連携体制整備加算について

当薬局では下記事項を行っているため、電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しています。

電子的調剤情報連携体制整備加算：

- オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
- マイナ保険証カードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取組を実施しています。

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

在宅薬学総合体制加算について

当薬局は、在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者様の体調急変に対応できる体制を整えております。在宅患者様には、規定の調剤報酬点数表に従い処方箋 1 回につき算定しております。

当薬局は、麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を受けております。

医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者様に対して、注射ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

個人情報保護に関する基本方針について

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。
- ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報の取り扱いについて

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医療保険事務、会計、調剤事故等の報告、当該患者の医療サービスの向上
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または
- 保険者からの照会への回答など
- 審査支払機関または保険者への照会
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 当薬局内で行う薬剤師、管理栄養士、医療（調剤）事務等の教育・研修
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合